

CHAPTER
01

変わりたいあなたに、 揺るぎない価値を。

約4,000人の学生のうち、80%が社会人です。

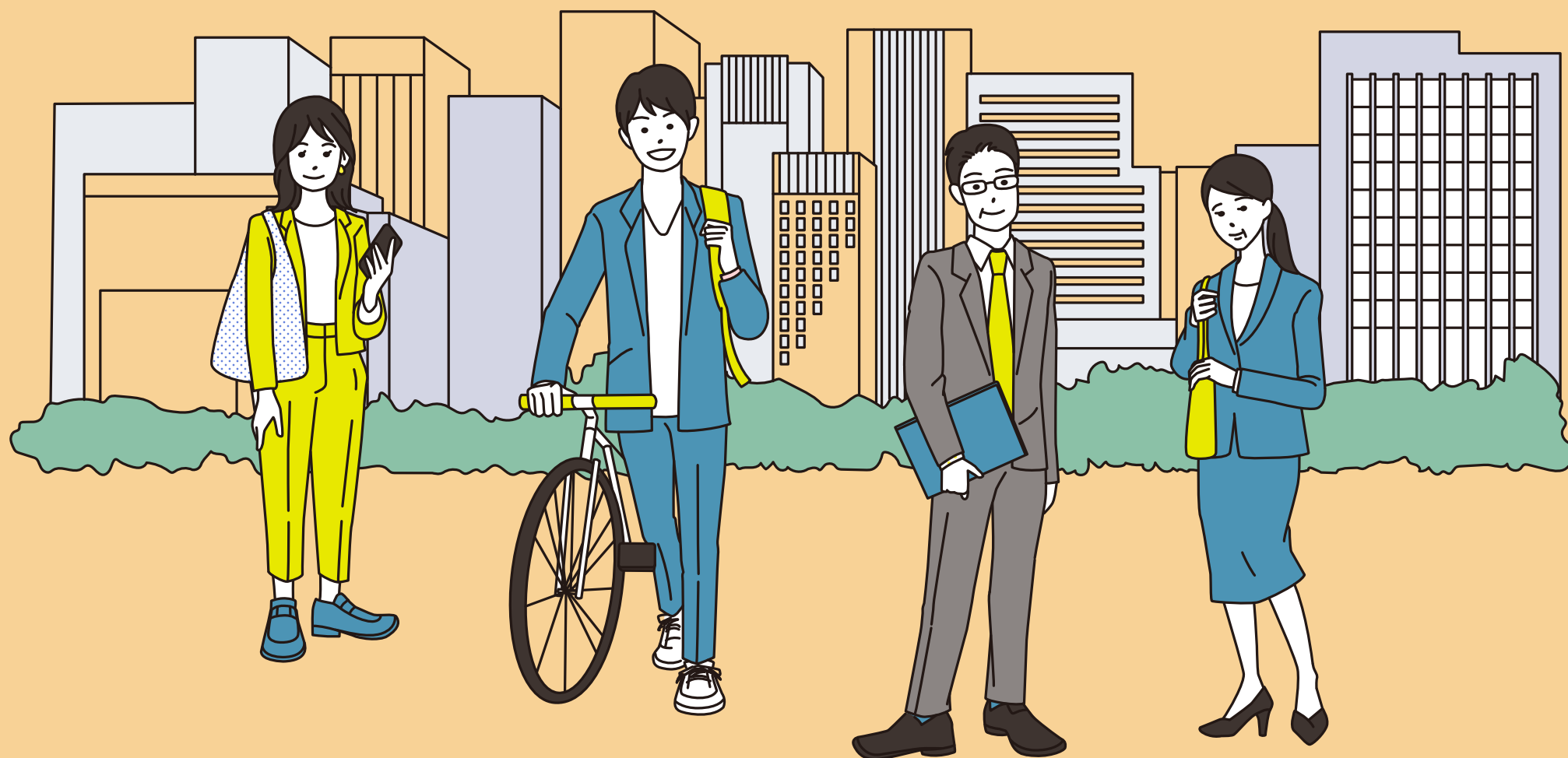
本課程の法学教育は「法的思考力を得て日々の業務に活かしたい」

「論理的な文章作成能力を身につけたい」という

多くのビジネスパーソンに選ばれ続けています。

本学で法律を体系的に学び、

より高みを目指してもらいたい—私たちはそう願っています。





CHAPTER 02

オンラインで 受講できる



Web上で受講するスクーリングを中心に学んだ場合、本学のキャンパスに通う必要なく、卒業に必要なスクーリング単位を修得することができます。

もちろん、教員の熱意あふれる講義を対面で受けることもできます。

今のライフスタイルを大きく変える必要はありません。

中大通教は個々に合った学びを実現します。



CHAPTER
03

レポート学習と スクーリングの 2つの大切な学び

確かな法的思考力と文章作成能力を養うレポート学習、学んだことを深めるためのスクーリング、どちらも中大通教には大切な学習方法であり、これらを受講して単位を修得していきます。

「法律的な文章の作成力はなんといってもレポートのやりとりの積み重ねだと思います。レポートは合格か不合格かに目がいきがちですが、私は不合格でも丁寧に何度もみてくださったインストラクターに感謝しています。」(対談より抜粋)

[詳しくはコチラ >](#)





CHAPTER
04

人生を変える 8万円

年額8万円の基本授業料で、通学課程と同等の質の高い法学教育を受けることができます。また、スクーリングは有料ですが、レポートの提出や単位修得のための科目試験は、基本授業料に含まれているため、追加料金はありません。どちらも、合格するまで何度でも挑戦できます。正科生は卒業すると通学課程と同じ「学士(法学)」の学位を取得できます。

[詳しくはコチラ >](#)

教員からのメッセージ

多様な目的や問題意識を持ったたくさんの方に法を学んでいただきたい

「大学」で「法を学ぶ」ということは、何を意味するのでしょうか。伝統的には、法を運用することができる専門家を指す、という目的があるように思います。社会は常に、法曹、司法書士、公務員、企業の法務担当者など、法を運用できる法律専門家の存在を必要としています。しかし、それだけではありません。私たちは、法に依拠して社会生活を営んでいます。出生、入学、就職、結婚、居住、旅行、交通…。どの場面でも法と切り離すことはできません。ですから、私たちが生きるうえで、法的な知識や考え方が必要不可欠になるのです。より普遍的な法的思考を学ぶことを通じて、今までの物の見方と異なる視野を手に入れること。これも、法学を学ぶことの大きな意義といえます。

さらに今、日本の社会は、曲がり角に差し掛かっています。拡大から維持・縮減へ転換し、さまざまな格差が拡大化し、難しい外交問題が横たわり、災害への体制整備が急務となっています。今までの法では対応できない問題がたくさん露呈しています。そのような中で、現在ある法だけではなく、未来志向的に「これからあるべき法」を模索し、社会に提言できるようになることも、法学と向き合う者の役割です。

本学の通信教育課程では、現在、約4,000人の学生が在籍していますが、その多くが、働きながら学んでいます。高齢の方も少なくありません。みなさんが、それぞれの人生のバックボーンを持ちながら、日々、学習に励んでいます。

そのような多様な学生層に、法学という学問は親和的です。なぜなら、法は社会の中に生きているからです。社会を知らなければ、苦い人生経験を積まなければ、何か理不尽なことに直面しなければ、なかなか法に関心が持てないはずです。そのような意味において、社会人になってからこそが、法学と向き合うチャンスということもできます。本学の通信教育課程は、入学しやすく、卒業しにくい課程です。同時に、それぞれの学生が、多様な目的や問題意識を持ち、また、等しく熱意を持って学んでいる場でもあります。そのような意味で、最も「本来の大学」らしい学びの場であるかもしれません。たくさんの方に、伝統ある「法科の中央」で、法を学んでいただきたいと心から願っています。



法学部長
遠藤 研一郎 教授

経歴についてはコチラ

本課程は、異なる専門的知見や経験を持つ学生が 出会い、学べる場です

中央大学通信教育部での学びの特徴の一つは、まさに多様な人々との出会いの中で、法を体系的に学ぶことができることです。私は、当部の正規科目としての「演習(ゼミ)」開設のお手伝いをし、その後20年ほど憲法(とりわけ情報法領域)での担当を続けました



佐藤 信行 教授

経歴についてはコチラ

が、ゼミ員には、私が持ちえない専門的知見や経験を備えた人が多くおられました。そして、ここで重要なのが、参加者全員が異なる専門的知見や経験をもつと同時に、法学の体系的方法論を共有しているということです。それぞれの専門性を背景としつつ、法という共通の規範に問題を収斂させて人間関係・社会を規律することを目指すのは、大学とりわけ通信教育課程における法の学びの最大の長所なのです。

私は、2020年に新設された教育力研究開発機構の責任者を務めています。高等教育の手法、技術、そして法を研究し、中央大学の教育力を向上させることが私の新しいミッションですが、多様な専門性を有する多くの新しい仲間とのチャレンジが始まったところです。学生の皆さんが満足し、誇りを持つことのできる、中央大学の学びのさらなる発展のために努力したいと思います。是非あなたも、この学びの輪に加わってください。

全文はコチラ >

問題意識を強く持ち学ぶ姿勢が、次の新しい扉を開きます

「アルバイト先の会社が給料を支払ってくれないので、内容証明郵便を使って給料の支払い請求をしてみようと思うんですけど、先生、どう思いますか？」

私の授業に参加していたある女子学生が相談に来たことがあります。その学生はすでに内容証明郵便の準備をしていたので、相談というより、経過報告?ということでしょうか。少し驚いたので、どこで内容証明郵便のことを知ったのか聞いてみたところ、授業で先生の話聞いて、自分で調べて準備したとのことでした。

私の労働法の授業では、「職場で生じた問題の状況を正確に把握して、その問題を解決するにはどうしたらよいか解決策を考えて実行することができる能力を身につけること」を到達目標としています。労働法を学んだ人は、労働法の条文や従来の裁判例・判例から、自ら解決策を考えて、実行することができます。日常的に職場で生じる問題に対して迅速に解決するためには、自ら問題解決能力を備えておくことが必要です。

労働法は労働者が職場で自分の身を守るための武器です。この武器を労働者が賢く使うことで、自分自身の身を守り、職場の同僚の権利を守り、働きやすい



川田 知子 教授

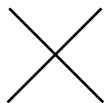
経歴についてはコチラ

環境を自ら作っていくことができると思います。

通信教育課程には、実際に働いて問題に直面したり、日常生活の様々な経験から、問題意識を強く持ち、労働法を学びたいという意欲ある学生が多く在籍しているように思われます。労働法を学びたいという気持ちが、新しい扉を開く一歩です。新しい扉を開いた後には、武器を身につけ成長した自分が、次の扉の前に立っているかもしれません。

私たち、中大通教卒業生です。

四方 光 教授



吉田 緑 さん

警察官から中央大学法学部教授へ。

大学院へ進学し、記者・ライターとして働きながら研究員としての道へ。

学び続ける2人に、通教との出会い、ご自身の変化について伺いました。

2人にとっての「初めての法学」

四方：面食らった

吉田：何もかもが新鮮

四方：吉田さんは通教で初めて法学を学んだのですよね。新しい考え方に挑戦するというのは、考えを整理するにも大変だったのではないですか。

私は、高卒後に入った通学の学部は経済学部だったのですが、役所に入って法学という経済学とはまったく異なる考え方に接してかなり面食らいました。

吉田：私は前の大学では社会政策の授業などでフィールドワーク調査をしていました。法律用語や裁判例の独特

な言い回し、条文の読み方などもまったくわからなかったもので、ゼロからのスタートです。何もかもが新鮮で、毎日が発見でした。

「正解」が無い法律の世界

吉田：たとえば、条文のあることばの定義をめぐって議論がかわされたり、地裁・高裁・最高裁で判断がわかれたり、ひとつの法制度をめぐって多様な見方があったりする。「正解」がない。そもそも、今ある法律自体も「正しい」のか、「正義」とはなにか、など、とにかく考えることが盛り沢山で、「正解」がないからこそ、おもしろい。

そして、通教を卒業することは、容易なことではありま

せん。その要因は人それぞれだと思いますが、「正解」をみつけようとして、固定観念にとらわれたりしてしまうと、結果的に遠回りしてしまうことになるかもしれません。

四方：なるほど。特に社会人としてある程度考え方が固まっている人は、その考え方による「正解」を既に持っていることが多いでしょうから、その点は要注意ですね。

2人の学びのカタチ

四方：独学ではなく、通教を励みに。

吉田：レポートは“やり取りの積み重ね”が肝心

四方：私が通教に行こうと考えた動機は、民事法の知識が不十分だったことです。勤務していた警察庁の仕事を通じて、刑事法と公法はある程度勉強しましたが、現在の研究の基礎となっている社会安全政策論というのは、犯罪対策を刑事法だけでなく、行政法、民事法、さらにはソフトローを含めて総合的に考えるというもので、民事法を習得したいと考えました。まったくの独学では忙しさにまけて勉強できないと思い、通教を励みとさせていただきます。

ところで、吉田さんは、ご自身で法律的な文章の作成力をどのように身に付けたと思いますか？

吉田：通教に入学当初は、正直、レポートの書き方もまったくわからなかったもので、導入教育を受講したり、支部の学習会で聞いたりしました。あとはなんといってもレポートのやり取りの積み重ねだと思います。レポートは合格が不合格かに目がいきがちですが、私は不合格でも丁寧に何度もみてくださったインストラクターに感謝しています。

通教で学ぶことで訪れた変化

四方：通教で学ばれて、吉田さんの中でどんな変化がありましたか。

吉田：もっとも大きな変化は、多角的にものを見られるようになったことだと思います。法律・法制度に限らずに、「正解」「絶対」がないものは、世の中にたくさん溢れている。

吉田 緑 さん

記者・ライター。
日本比較法研究所(中央大学)嘱託研究員。龍谷大学アディクション・トランス・アドボカシー・ネットワーク(ATA-net)研究センター嘱託研究員。



四方 光 教授

経歴についてはコチラ

そう考えると、たとえば、選択的夫婦別姓制度や同性婚など、社会問題の見方も変わってくる。最高裁の言っていることは正しいのか？法律に違反したから「悪」といえるのか？そもそも、今ある法律は正しいのか？など、考え方が広がります。無罪推定の原則を知ったあとは、犯罪報道(特に逮捕段階の事件報道)の見方も変わりました。あとは、入学前はまったくわからなかった「法律用語」というある種の外国語が多少わかるようになったこと。まだまだ知らないことやわからないことがたくさんあるので、「多少」ではありますが、できることの幅が広がり、学んだことを活かせる仕事があると思いました。

吉田：後悔のない選択を

四方：最後に、通教を経てその先の新たな道へ挑戦しようとしている社会人の皆さんにメッセージをお願いします。

吉田：通教からは、さらにその先を目指し、卒業後にさまざまな道に進んだ先輩たちが多数いらっしゃいます。

私のように、法学研究科(刑事法)に進学する人は稀な存在かもしれません。しかし、大学院も広いので、社会人が学びやすい体制が整っている研究科や分野もあり、たとえば、知的財産部門で働きながら、さらに知的財産法を究めようと大学院に進学された方達もいます。法科大学院やビジネススクールに進んだり、資格試験を目指したり、通教の科目等履修生として勉強を続けている人たちもいます。

いかなる道を進むにせよ、その選択が自分にとって最善の選択なのか、すぐにはわからないかもしれませんが、もし、新たな道に進みたいと思われるならば、可能なら、先生方やさまざまな先輩たちの話を聞き、みなさんにとって、後悔のない選択をしていただきたいと思います。応援しています。

対談動画の全編はコチラ >

卒業生・在学生からの メッセージ

01 学生時代よりも長い、 社会人としての時間に 成長し続けることが大切

法律という生涯勉強したいと思えるものに出会い、通教で幅広く体系的に法律を学んだことが、今も学び続ける原動力になっていると思います。社会で起きているさまざまな出来事について、今まではそもそも法律上の問題があることに気が付かなかったものも法律に関連付けて考えることができるようになり、仕事上でも法律の知識はとても役に立っています。

人生、学生である時期よりも社会人になってからの時期の方が圧倒的に長いわけですから、社会に出てからも勉強し続け、常に成長し続けることは大事だと思います。

2年前に司法試験に合格し、しばらく今の仕事を続けてきましたが、近いうちに司法修習生となるために退職し、その後は法律の専門家である弁護士として社会に貢献していきたいと考えています。

今は、司法試験合格後のブランクがあるため、実務的なことも含め司法修習に向けて日々勉強しています。

渡邊 賢一 さん

2017年3月卒業、地方公務員、40歳代。
2018年11月 司法試験予備試験に合格、その後、
2021年1月 司法試験に合格。

もっと知りたい!

在学生・卒業生の声



02 時宜に効率よく難民と国内避難民のニーズに対応するために、 通教で新たな知識を得る

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）では、基本的な人権を保護することが任務で、仕事で法律との関わりは外すことができません。難民保護の業務に携わる上では人権法の知識のみならず、難民の基本的権利がどのように保障されているかという各国の国内法の理解が必要です。これまで履修した通教で法律を体系的に学び、国内法の基礎知識と各国の法律を理解するための土台がつけられているという意識が持てるようになりました。

紛争が変遷し難民と国内避難民のニーズも変化します。効率的に支援を行うために国際社会の新たな枠組みが作られたり、人道支援のアプローチも時代とともに変遷しています。このような中で、世界の動きを敏感に

捉え、新たな知識を得ることは、支援に携わるうえで重要だと日々感じています。

今後は学修した法律と現場の経験を活かして、各国の庇護制度作りや整備の支援など、中央政府に対する支援を中心に行っていきたいと考えています。また、将来的には保護政策の立案や指揮に積極的に携わりたいと思います。

石原 朋子 さん

2022年入学、在学生、30歳代。2015年より国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）で勤務。2022年6月よりウクライナ国内で保護官として主に国内避難民の支援に携わっている。

03 通教の卒業は「やり遂げた」という自信に 今後は、地域の方々の 身近な弁護士として貢献したい

自分の人生の中で一番の変化は、通教を卒業できたことで、「やり遂げた」という自信を持てたことです。「通教は卒業率も低いし卒業は無理だ」という入学前の周囲の声に対し、自分を信頼してくださった方に絶対に迷惑はかけないという気持ちで勉強を続け、4年次には白門奨学会の給付奨学金も受け通教を4年で卒業できたことは、自分の人生の中でとても自信になりました。

弁護士になった今、依頼者にとって最善を尽くすためには、1つの事件を様々な角度から考え、様々な法改正に対応する必要があります。そのために、常に勉強を続けていこうという使命が、今もって私の学び続ける原動力になっているのだと思います。また、通教では年齢層や仕事など、環境が異なる様々な方々が熱心に勉強されていました。今後も、門戸は広く、敷居は低く、身近な弁護士として地域の方々に貢献していきたいです。

西村 和浩 さん

2004年3月卒業、新聞配達をしながら通教を卒業後、一橋大学法科大学院を卒業。2015年司法試験合格、現在福井県で弁護士として活躍。



卒業生・在学生からの メッセージ

通教は法律の本質を 「本気で学べる場」

04

もともと法律とは無縁でしたが、40歳を超えて法務課長に着任しました。5年ほど経った頃から「法律という武器を持って課題に取り組まないと、業務の幅も広がらないし、自分自身の成長もない」と感じるようになりました。今思うと、自分の強みを持ちたかったのかもしれない。

そのような中で、通教という法律の本質を本気で学べる場に出会えたことで、業務上での悩みと個人的な向上心がマッチし、学びを進めて成長していこうという意欲が具体的な形となりました。

現在は法務部から異動しましたが、通教で学んだ論理的思考を用いて業務上の課題に取り組むとともに、資格取得なども目指してみたいと考えています。そして「あの上司から多くのことを学べた。自分も頑張ろう!」と言ってくれる若手社員が増えてくれると、通教での学びの価値も更に高まると思います。また、仕事と学びの両方に奮闘する父の姿を見て、娘が良き方向に成長してくれることを願っています。

野崎 智之 さん

2022年3月卒業、50歳代。入学時は建設会社の法務部において中間管理職として契約審査や訴訟等を担当。現在は経営企画部門において、知的財産戦略や、気候変動・人権問題をはじめとするサステナビリティ関連の企画などを担当。

もっと知りたい!

在学生・卒業生の声



論理的に文書を組み立てる能力が磨かれ、 ヒアリング能力が増した

以前は、契約書類等の決裁書を起案する際の文書の組み立てや、筋道を立てて上司や他部署に説明したりすることに苦手意識がありました。

通教で様々な法律とその考え方を学んだことで、論理的に文書を組み立てる能力が磨かれ、仕事でトラブルが起きた時などでも、論点を整理しながら状況を把握することができるようになり、以前より圧倒的にヒアリング能力が増しました。

法律は時代にあわせて常に変化しており、自分が学んだ法の解釈がいつまでも正しいとは限りません。自分が持っている知識が現在も有効なものであるか疑い、決して過信することなく、目先の情報だけで判断しない中立的なバランス感覚のある人間になりたいと思っています。



学ぶことで自分の知らない世界を覗くことができ、新しいことを学び続ける中で、時々夢中になれるような面白いことに出会えます。そのような学びの楽しさ・奥深さが日々の学びの原動力となっています。ゆくゆくは弁理士試験の受験や、知的財産法の最先端を学ぶため、働きながら大学院に進学など、通教での学びを日々の仕事や身近な人のために活用する等、身近なところから社会に貢献できればと思っています。

武石 明日香 さん

2022年3月卒業、公務員、30歳代。行政事務に従事。



常に変化する社会に 柔軟に対応できるように、 通教をきっかけに多くの挑戦をしていきたい

06

入学前、内部管理を中心とした各種規則の文書審査(法制執務)を担当していました。1つの通達・訓令を取り扱うに当たり、当初の起案者と、関連する法令や用語の使い方の一字一句を検討・議論し、実効性のあるものにしていく過程で、私は法学部出身ではないため、議論の内容を理解するのに時間を要し、リーガルマインドの必要性を痛感していました。

通教に入学し、様々な法律の各条の構成パターンを知ることにより、文書審査のスピードが上がったと感じています。また、学習には様々な判例を確認することが必須です。判例には法曹による法律適用の様々な思考フレームが示されており、その思考フレームを通じて、事象を冷静に見つめることができるようになりました。

常に変化する社会に柔軟に対応するために、習得すべきスキルも変化すると思います。これまでの延長線上のスキルでも対応できるのかもしれませんが、私は、今後も多くの挑戦をしていきたいです。

松山 大吾 さん

2020年入学、在学生、地方公務員、40歳代。行政事務に従事。



正科生の出願資格

① 入学年次／修業年限(在籍可能年数) ② 既修得単位の換算

Type
1

高等学校を卒業した方、
大学1年次の入学資格を有する方

- ① 1年次／4年(12年)
- ② 単位換算なし

Type
2

大学1年次を修了し、
修得単位が30単位以上の方

- ① 2年次(編入学)／3年(11年)
- ② 第4～9群科目において、
30単位を限度に個別換算*

Type
3

大学2年次を修了し、
修得単位が60単位以上の方

- ① 3年次(編入学)／2年(10年)
- ② 第4～9群科目において、
48単位を限度に個別換算*

Type
4

大学、短期大学、
高等専門学校(5年制)を卒業した方、
または学士の資格を有する方
専修学校専門課程を修了し、
所定の要件を充足した方

- ① 3年次(編入学)／2年(10年)
- ② 第4～9群科目において、
48単位を一括換算*

* 個別換算とは・・・前学校で単位を修得した科目と本課程の科目を照らし合わせ、
授業内容や単位数をもとに換算します。

科目等履修生・聴講生

学びたい科目だけを選び、登録期間内で学ぶ「科目等履修生」
「聴講生」制度があります。卒業資格は得られません。
通信教育課程での学びを試してみたい方や特定の科目に絞って
学習したい方に最適です。 制度、科目等履修生と聴講生の違い
など詳細は、Webサイト 学生の種類 で確認してください。



学習・各種手続等に必要な環境

本課程の学習活動にはパソコンおよびスマートフォンなどのSMSが受信できる端末
が必要です。詳細はWebサイト 学習・各種手続等に必要な環境 で確認してくだ
さい。

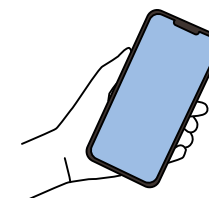


パソコン



安定したネットワーク接続環境
と、その下で使用可能なパソコン
が必要です。各種申込手続や授業
の受講に使用します。

スマートフォンなどの SMSが受信できる端末



スクーリング受講料などの各種費用
は、志願書に記入したご自身の携帯
電話番号に送信されるショートメッ
セージ(SMS)より各自で決済に必
要な情報を取得し、納入します。